



しょうれん 力障連「わ」会かい 報ほう

No.79 2016.11.29 発行

二〇一六年十一月二十九日発行（毎週火曜日）AJU通巻二二四二八号 一九七九年八月一日 低料第三種郵便物認可 定価一〇〇円

目次

さがみはらししょうがいしゃさつしょうじけん たい せいめい 相模原障害者殺傷事件に対する声明	
かいちょう えど とおる 会長 江戸 徹	1
かんとうげん こもんしきょう まえだまんよう 巻頭言 顧問司教 前田万葉	2
かいけい し かいけいたんどう むらかみ 会計からお知らせ 会計担当 村上かづ	3
いつくしみの特別聖年公開講座報告	3
しょうがいしゃさべつつかいしょうほう べんごし たもん ひろし 障害者差別解消法 弁護士 田門 浩	8

よこはま しょうがいとも あゆ つど 横浜「障害共に歩む集い」	
よこはまたいかいじつこういんかい よこ いけいすけ 横浜大会実行委員会 横井圭介	8
おおさかだい しきょうく しょう しゃいんかい ほつぞく 大阪大司教区「障がい者委員会」発足	
たなか める 田中 実	9
くまもとじしんしえんほうもん たなか める 熊本地震支援訪問ツアー 田中 実	9
ぶんか ひ おも み わのりお 文化の日に思う 三輪則夫	10
やくいんかいほうこく 役員会報告	11

さがみはらししょうがいしゃさつしょうじけん たい せいめい 相模原市障害者殺傷事件に対する声明

にほん しょうがいしゃれんらくきょうぎかい
日本カトリック障害者連絡協議会

かいちょう えど とおる
会長 江戸 徹

わたしたち日本カトリック障害者連絡協議会は、病者・障害者がカトリック精神に基づき、生けるキリストの共同体の一員として社会の福音化を目指している団体です。

2016年7月26日、神奈川県相模原市津久井やまゆり園で起きた戦後最大規模の殺人事件は、日本のみならず、世界の人々に大きな衝撃を与えました。犯人は「重度心身障害者は世の中の役に立たない不幸な人」と決めつけ、まったく抵抗できない19人は一瞬のうちに命を奪われました。この事件は、生産性や効率性が最優先され、強者の論理が幅を利かせている我が国の実情をうっ写しているのではないのでしょうか。一部に弱者排除の風潮が広がっていることが、今回の事件と無関係だとは思われません。しかし、社会的に弱い立場にある者たちが、息を潜めて生活しなければならぬ社会などあってはならないはずです。

人は全てあまねく神様によって創られており、全ての人の命と尊厳は守られなければなりません。知恵の書11：24「あなたは存在するものすべてを愛し、お造りになったものを何一つ嫌われない」とあるように、神様に愛されていない存在はありません。犯人をもいつくしみ、回心することを願っておられるはずです。

福祉の仕事は、たとえ意思を明確に伝えられないほど重い障害を持っていても、一人ひとりの尊厳を大切に、少しでもその人らしい生き方ができるように支える尊い職業です。マタイ25：40「わたしの兄弟であるこれらの最も小さい者のひとりにしたのは、すなわち、わたしに

したのである」とあるように、一人ひとりの内にキリストを見出すことにより、私たちはキリストに仕えるのです。

私たちキリスト者は、神様から授かった命が尊ばれ、社会においてすべての人の尊厳が守られることを願っています。すべての人が神様に愛されていることを、祈りと行動によって示し、障害者や高齢者にかかわらず、人々の多様なあり方を認め、あらゆる人が共に住み、共に生活ができるノーマライゼーション社会の実現に寄与できるよう、力を尽くしていきたく思います。

以上

日本カトリック障害者連絡協議会

〒466-0037 名古屋市昭和区恵方町2-15 名古屋教区社会福祉委員会内

TEL (052) 852-1426 FAX (052) 852-1422

email : edo-kashouren@googlegroups.com

主のご降誕と新年のお慶びを申し上げます —いつくしみを右近に倣い初風に—

日本カトリック障害者連絡協議会

顧問司教 前田 万葉 大司教

十 主の平安

皆さま、お恵みの「いつくしみの特別聖年」を経て、待降節に入り、いよいよ主のご降誕と新年の準備にご多忙のことと致します。

世界では、今も尚、多くの難民が行き場を失い絶望の淵に置かれているニュースに心を痛めます。また、日本においても去る7月26日、神奈川県相模原市で想像を絶する痛ましい事件が起きました。障害者を狙った事件に深い悲しみを禁じ得ません。追悼の祈りを捧げ、傷つかれた人たちの一日も早いご回復を願います。

日本では、障害者権利条約に批准し、本年4月より障害者差別解消法が施行されました。この法律は障害者が差別されることなく誰も取り残されない社会をめざしています。

6月15日には、第12期日カ障連の事業計画

のひとつになっていました、「障害者権利条約」「障害者差別解消法」の勉強会の実施があり、聖イグナチオ教会に於いて全司教参加のもと共同開催されました。権利条約では、障害は障害者自身の問題と捉える「医学モデル」ではなく問題は社会にあるとする「社会モデル」であるということです。また、差別解消法では、障害者への合理的配慮がなされないのは差別になるのです。これからの教会はすべての人に開かれ、障害者もだれも取り残されない共同体を目指していかなければなりません。「いつくしみの特別聖年」から、「高山右近の列福年」を迎え、「いつくしみを右近に倣い初風に」の年にいたしましょう。

2018年には、第13回日本カトリック障害者連絡協議会全国大会を横浜教区で開催すべく準備が進められています。全国の障害のある信徒が集い、共に苦しみを分かち合い共有し、共に祈り、共に歩み、絆を強められる良い機会になると思います。信徒だけではなく社会の片隅で小さくされている人も迎え入れ、誰も排除されない共同体を創り、豊かで

やす ^み ^{しゃかい} ^{つく}
安らぎに満ちた社会を創っていかねばな
りません。

^{たいかい} ^{かいさい} ^{おお} ^{しきん} ^{ひつよう}
大会開催には多くの資金が必要になりま
す。^{けいざいてき} ^{りゆう} ^{さんか} ^{だんねん} ^な
経済的理由で参加を断念することの無い
よう、^{ぜんこく} ^{みな} ^{りかい} ^{しえん}
全国の皆さまにはご理解とご支援をい
ただき、^{しょうれん} ^{りゆうこう} ^{かつどう} ^{めざ}
力障連がより有効な活動を目指して
いけるよう^{きょうりよく} ^{ねが}
ご協力をお願いいたします。

^{みな} ^{とも} ^{よろこ} ^{きぼう} ^み ^{しゅ}
皆さまと共に喜びと希望に満ちた主のご
^{こうたん} ^{しんねん} ^{むか} ^{こころ} ^{ねが}
降誕と新年を迎えたいと心より願っています。

^{かんしゃ} ^{いの}
感謝と祈りのうちに

^{みな} ^{かいけいたんとう} ^{ねが}
皆さまへ 会計担当よりお願い

^{かいけいたんとう} ^{むらかみ}
会計担当 村上 かつ

^{かい} ^{かつどう} ^{しえん} ^{きょうりよく}
いつも会の活動にご支援、ご協力いただき
^{ほんとう}
本当にありがとうございます。会計担当から
^{ねが} ^{かいひ} ^{きふ} ^ふ ^こ
のお願いです。会費、ご寄付を振り込みい
^{とき} ^{ゆうびんきょく} ^{ほらい} ^{こみとり} ^{あつかひ} ^{りよう}
ただく時に、郵便局払込取扱票をご利用い
^{ただ} ^か ^{かいけいたんとう} ^し ^わ ^{さぎょう} ^{とき}
ただきますが、会計担当で仕分け作業の時
^{かいひ} ^{きふ} ^{くべつ}
に、それが、会費かご寄付かの区別がわかり
ません。つきましては、^{ふりこみ} ^{とき}
お振込みいただく時
^{つうしんらん} ^{かいひ} ^{きふ} ^{きにゅう}
に、通信欄に会費かご寄付かをご記入いた
^{かいけい} ^{しり} ^{じてん} ^{ひじょう} ^{たす}
きますと、会計処理の時点で非常に助かりま
^{たいへん} ^{てすう} ^{いた} ^{きにゅう}
す。大変お手数をおかけ致しますが、ご記入
^{きょうりよく} ^{ねが} ^{みなさま}
のご協力をよろしくお願いいたします。皆様
^よ ^{しきん} ^{かい} ^{たいせつ}
からのお寄せいただいた資金は、会の大切な
^{うんえい} ^{ひよう} ^{しえん}
運営費用となっております。今後ともご支援
^{きょうりよく} ^{よろ} ^{ねが} ^{もう} ^あ
ご協力を宜しくお願い申し上げます。

〈お問合せ先〉

^{にほん} ^{しょうがいしゃ} ^{れんらく} ^{きょうぎ} ^{かい} ^{じむきょく}
日本カトリック障害者連絡協議会 事務局

TEL 052-852-1426

FAX 052-841-2225

^{たんとう} ^{むらかみ}
担当 村上

6/15いつくしみの とくべつせいねんこうかいこうざほうこく 特別聖年公開講座報告

^{しきょうあいさつ}
〈司教挨拶〉

^{ほんこうざ} ^{しょうれん} ^{まえだ} ^{こもん} ^{しきょう} ^{ねが}
本講座は、力障連が前田顧問司教にお願い
^{ぜんしきょうさんか} ^{こうかいこうざ}
したことから、全司教参加の公開講座として
^{かいさい} ^{でき} ^{かんしゃ}
開催することが出来ましたことは感謝です。

^ま ^{こんかい} ^{しきょうそうかい} ^{にっぽん} ^{しきょうだん} ^{たかみ}
まず今回の司教総会で日本の司教団の高見
^{だいしきょうしんかい} ^{ちよう} ^{まえだ} ^{しょうれん} ^{こもん} ^{しきょう}
大司教新会長と前田力障連顧問司教からの
^{あいさつ} ^{いま} ^{きょうかい} ^{ざんねん}
挨拶がありました。今までの教会は残念ながら
^{しょうがいしゃ} ^{たい} ^{りかい} ^{ふそく} ^{さべつ}
ら障害者に対して理解不足や差別があったと
^{おも} ^{こうざ} ^{とお} ^{たが}
思われますが、この講座を通してお互いに
^{りかい} ^あ ^あ ^{きょうかい}
理解し合い、いつくしみ合う教会になるよう
^{いの} ^{あいさつ}
お祈りいたしますと挨拶がありました。

^{やまだ} ^{しよだい} ^{しょうれん} ^{かいちよう} ^{こうえん} ^{ようし}
〈山田初代力障連会長の講演要旨〉

^{こくさい} ^{しょうがい} ^{しゃねん}
1. 国際障害者年、ヨハネ・パウロ二
^{せいらい} ^{にち} ^{しょうれん} ^{せつりつ}
世来日と力障連設立

^{ねん} ^{こくさい} ^{しょうがい} ^{しゃねん}
1981年は、国際障害者年でもありヨハネ・
^{せい} ^{らい} ^{にち} ^{しょうがい} ^{しん} ^と
パウロ二世が来日され、障害信徒にとっては
^{おお} ^{へんか} ^{とし} ^{こくれん} ^{しょう}
大きな変化をもたらした年でした。国連は障
^{がい} ^{しゃねん} ^{かんぜん} ^{さんか} ^{びやうどう}
害者年のテーマを「完全参加と平等」とし、
^{いちぶ} ^{ひと} ^{はいせき} ^{しゃかい} ^{よわ}
「一部の人を排斥する社会はもろくて弱い
^{しゃかい}
社会」と、またヨハネ・パウロ二世の来日は
^{にっぽん} ^{しょうがい} ^{しゃだん} ^{たい} ^{おお} ^{てんき} ^{あた}
日本の障害者団体に大きな転機を与えまし
^{とうじ} ^{しょうがい} ^{しゃだん} ^{たい} ^{しかく} ^{ちようかく} ^{しんたい} ^{どう}
た。当時の障害者団体は視覚、聴覚、身体等
^{しょうがい} ^{べつ} ^{たてわ} ^{ほか} ^{しょうがい} ^{しゅべつ} ^{だんたい}
の障害別の縦割りで、他の障害種別の団体と
^{よこ}
の横のつながりがありませんでした。そんな
^{なか} ^{よこ} ^{つく} ^{しょうがい} ^{しゃ}
中、横のつながりを作りたいとの障害者の
^{ねつい} ^{だんたい} ^{こえ} ^か ^{つど} ^{つき} ^{かい}
熱意で団体に声を掛け集い、月1回のペース
^{かいごう} ^{かさ} ^{かくち} ^{あつ}
で会合を重ねました。各地から集まるので
^{しゆく} ^{はくひ} ^{こうつう} ^ひ ^{じべん} ^{かいごう} ^{およ} ^{しゆく} ^{はく}
宿泊費や交通費も自弁であり、会合及び宿泊
^{しゅうどう} ^{いん} ^{ねが} ^{あつ}
は修道院にお願いしました。集まったメンバ
^{きょうく} ^{しょうがい} ^{かんが} ^{かた} ^{ちが} ^{ひと}
ーは教区も障害も考え方も違う人たちなので

意見をまとめることは並大抵のことではありませんでしたが、何とか翌年の1982年に京都で第1回のカラダの力大会を開催することが出来ました。大会は3年ごとに開催し16教区にカラダの力を作るという事になりました。全国から集まるのも大変で大会は3年に一度とし、経費はプール制としました。

2. 世界の障害者団体

DPI (disabled peoples International 障害者インターナショナル) 世界会議 本日司会をしている中西さんは外国語もパソコンも堪能なので、障害についての世界的な情報を集めて下さいました。そこで世界的にはDPI世界会議の存在を知り、世界の情報は日本でも知ることが出来、1986年にDPI日本会議を立ち上げ、山田は1997年議長に就任しました。

そして2002年に日本で世界大会を開催。開催に先立ち私は1998年の第5回メキシコ大会に参加致しました。障害者の世界大会にメキシコ大統領が参加し、基調講演で障害者権利条約を国連にと呼びかけたのです。それを受けて2002年は札幌で世界から3千余人が集まり、障害者権利条約を批准採択させようと宣言し決議しました。以後ニューヨークの国連総会に出かけ、ロビー活動を何度も行い2006年12月国連総会で、ついに障害者権利条約が批准採択されました。そして日本もよくねんとうじがいのむだいじんが署名して日本も批准しようと準備がはじめられたのです。

3. 障害者権利条約と障害者差別解消法

障害者権利条約は障害者への対応の世界基準の基本です。この条約を批准するためには条約に従って国内の法律の整備を障害

者団体は求め、障害者基本法をはじめ虐待防止法等が改正され、最後に今年4月から障害者差別解消法が施行されました。

この法律は大きくわけて2つあります。1つ目は禁止事項です。障害を理由に差別することは出来ないということです。例えば従来障害がある児童が地域の小学校に入りたと言っても、「あなたは養護学校に行きなさい」と言われていたことが、今後はこれが単純にダメとは言えなくなったのです。

2つ目は合理的配慮です。この合理的配慮とは、障害のある人に対して適切な対応をすることです。例えば視覚障害者に対しては点字や音訳でなければ、活字を読むことは出来ません。聴覚障害者にとっては、手話や要約筆記がなければ何を言っているのか分かりません。身体障害者にとってはバリアフリーでなければ行動が出来ません。このように障害者の一人ひとりの障害を考えて対応していかねばならないという法律です。

4. 今までの教会での対応

視覚障害者に対してはカトリック点字図書館を設置して下さいました。しかし、聴覚障害者には、教会の手話用語がなく、ミサに行っても何も情報が伝わりません。神父様の説教も全く判らない。ミサを含めて教会用語は一般の手話からは学べません。そこで信徒の聴覚障害者が立ち上がり、教会の手話用語テキストをまとめて作成致しました。

車いす障害者にとっては、バリアフリーでなければ教会に行っても何も出来ません。そのため教会を新築改築して頂く時のために建築マニュアルも私たちの手で作りしました。

視覚障害者に対して「掲示板に書いてあるから見てください」という説明をされても

視覚障害者には分かりません。

全16教区に「障害者の日」を設定して欲しいと申し出ました。これは、年に一度この日に障害者や支援する人々が集う事により、障害への理解と活動が広まり、障害者への無知と無関心を取り除きたいというのが願いでした。障害がある人も無い人も皆兄弟です。これが障害者権利条約の基本です。

名古屋教区では、当時の相馬司教様が7月の第3日曜日に「障害者のつどい」を毎年開催することとし、私たちが願う無知と無関心を取り除けたらと31年間続け、最近では各小教区を訪ね開催しております。

しかしこのように、今までの教会は障害者への対応は残念ながら一般社会よりも一歩も二歩も遅れていました。

ぜひこの障害者差別解消法施行を期に障害者への対応を積極的に進めて頂きたい。うちの教会は障害者がいないからと思うのではなく、障害を持った人がいつ来ても、何の不自由もないように点訳、手話、バリアフリー等の環境を整備しておくことが必須の時代が来ました。

これこそ福音宣教の第一歩だと思えます。

【体験発表内容】

司会 中西由紀子 (DPI日本会議常任委員)

1 久保 肇 横浜教区 山手教会 所属 日力聴会会長

- ①父は長崎出身ですが私は横浜生まれです。小さい時から父に連れられて山手教会に行っていました。全くと聴こえないので説教を含めて分かりませんでした。が我慢していました。
- ②今は手話通訳者がおりますのでミサの内容は分かりませんが、神父様と個人的な話やゆるしの秘跡については出来ていません。



全司教参加による
「いつくしみの特別聖年」公開講演会

寄り添い ともに生きるために
— 障害者差別解消法を学ぶ —

日時 2016年6月15日(水) 15時~17時

会場 カトリック麹町教会 主聖堂

講演 山田昭義さん (初代力障連会長)

司会・コメンテーター 中西由紀子さん (DPI日本会議常任委員)

体験発表 久保 肇さん (日力聴会会長)
田島敏子さん (日力聴会横浜)
篠原三恵子さん (筋痛性脳脊髄炎の会理事長)
江戸 徹さん (力障連会長)

参加費 無料 (申し込み不要)



主 催：日本カトリック司教協議会
共 催：日本カトリック障害者連絡協議会
問い合わせ：〒135-8585 東京都江東区潮見 2-10-10
カトリック中央協議会 TEL03-5632-4451



カトリック麹町聖イグナチオ教会案内図

当日は、公共交通機関をご利用のうえ、お越しください。

③何かトラブル等が発生した時にもその報がうまく伝える事が出来ないのが不安です。

2 田島敏子 横浜教区中原教会所属 日力聴会横浜

19歳の時突発性難聴から失聴 全国の聴覚障害者団体の代表意見を集約

さいたま教区

- ①聖書勉強会等参加したいときは自分で手話通訳者を見つけて同行しなくてはならない。
- ②手話が出来る人が少ないのでコミュニケーションが取れず寂しい。
- ③巡礼旅行の時に現地で手話通訳者が派遣してもらえるシステムを構築してもらえれば嬉しい。

仙台教区

- ①所属教会の信徒一人が手話を勉強中。
- ②説教は筆談してもらっている。
- ③神父様が説教の内容をプリントしてください。

なくても内容を理解出来ないだろう信者が多い。
よこはまきょうく
横浜教区

①アシストホーン（赤外線補聴システム）が普及している。

②パソコン通訳が分かりやすいが通訳者が育っていない。

③教会に聴覚障害者が一人だけだと遠慮してしまい色々なことに参加できない。

④教会のハンドブックを見て「手」と書いてある教会を訪問する。

さっぽろきょうく
札幌教区

①聴覚障害者が参加できる教会が3カ所ある。
ながさききょうく
長崎教区

①神父様に手話で公教要理をして頂くために信徒が手話を教えている。

とうきょうきょうく
東京教区

①UDトーク（音声文字化アプリ）という情報提供システムがある。中央協議会で契約して頂けると日本のどの教会でもアイパッドを持っていれば情報を受けることが出来るシステムです。

②東京と横浜の聴覚障害者の会で相談して神学校で手話の講習を入れて欲しいと2月頃FAXしたが回答を頂いていない。めげずに手紙で問い合わせしてみる予定。

聴覚障害者が一番望んでいることは、神父様がミサだけでなく、悩み等の相談や気軽な会話やゆるしの秘跡などを手話でコミュニケーションできるようにすることです。またミサは手話とパソコン通訳の両方をして欲しい。更にミサに聴覚障害者がいない時でも手話やパソコン通訳が出来る体制を作って欲しい。

3 しのはら み え こ とうきょうきょうくあきつきょうかい
篠原三恵子 東京教区秋津教会
きんつうせいのうせきずいえん かいりじちょう
筋痛性脳脊髄炎の会理事長

①平成26年度厚労省の実態調査によって、
きんつうせいのうせきずいえん まんせいひろうしやうこうぐん かんじゃ やく
筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群の患者の約
わり ね ちか じゅうしやうかんじゃ
3割が寝たきりに近い重症患者であることが
あきらかにになりました。国内の患者は30万人と
すいてい
推定されています。

②2011年に障害者基本法が改正され、障害者に難病患者も含まれるようになりましたが、
なんびょうかんじゃ ふく
難病法成立後も私たちの病気は指定難病の
なんびょうほうせいりつご わたし びやうき していなんびょう
たいしやう しやうがいしやしえんほう たいしやうしっかん
対象にも障害者支援法の対象疾患にもな
いません。そのため、患者達は医療費助成も
ふくし う じやう くる
福祉サービスも受けることができずに苦し
でいます。

③WHOの国際疾病分類において神経系疾患と分類されていますが、未だに原因も解明されておらず治療法も確立されていません。また診療してくれるお医者さんも非常に少なく、病院に行っても理解していただくことが大変に困難です。

④現在、診療体制の確立と治療薬の研究促進を求めて、国会請願のための署名を集めています。

⑤重症な方は家から出ることもできませんので、重症患者の実態を描くドキュメンタリー映画を作り、病気への理解を広めたいと思っています。多額の製作費が必要ですので、皆さまからご寄付をお願い致します。今後ご理解とご支援を宜しくお願い致します。

4 えど とおる なごやきょうく ののいけきょうかい しやうれんかいちやう 江戸 名古屋教区 布池教会 力障連会長

①1983年交通事故で肢体障害者に
②昨年8月力障連札幌大会で会長に就任
③障害白書 身体障害者数393万人（31名／1,000） 知的障害者数 74万人（6名／1,000） 精神障害者 392万人（31名／1,000）
となつているが実際はもっと多い筈である。

④カトリック信者44万人とすると何らかの障害のあるひとが3万人は居る筈である。

カ障連として各教区別に障害者数を調べるアンケートをする事にしている。

⑤カ障連への加盟団体は現在16教区中11教区に及んでいる。昨年3団体の新規加入を含めて17団体である。目標は全教区に加盟団体に入って頂き障害を持っている人のミサへの完全参加です。

⑥2018年に横浜でカ障連の全国大会を開催することになったので色々と支援と協力をお願いしたい。

⑦今回は視覚障害者の体験発表がないので名古屋教区の団体に伺ったところ所属教会以外の教会に訪問した時に聖堂内状況等が分からないので説明して欲しい。

⑧視覚障害者は一人では教会に行けないので送迎体制を構築して欲しい。

それぞれ体験発表があった後で司会者から各発表者に今まで差別とか区別があったことを話して欲しいとの質問があり聴覚障害の田島さんは行きたい教会でも手話通訳が出来なければ出来る教会を選んで参加している。今後は障害者差別解消法が施行されたのでそれぞれの教会で手話通訳が出来ることを願っている。

難病者の篠原さんはカトリック新聞社で何回か取り上げて頂きましたがその記事を小教区でも知って欲しいと掲示をお願いしたら掲示も署名を拒否されています。また黙想会に参加したくても私のような車椅子で参加できる場所もないし介添え者がいなければ参加できない状態です。

肢体障害の江戸さんからは車椅子で方向を変えて進もうとした時に後ろの人からぶつか

りそうになって「危ない」と声を掛けられることが良くある。

参加者から2名発言がありました。

発達障害の方からは今回の障害者差別解消法は当事者から発達障害ですと言わないと対応して頂けない。しかし発達障害者としてしまうと急に冷たい対応になってしまうのが現実なので発表しても良いような環境整備をお願いしたい。

今一人の方はストレスから脳内出血を起こし右半身不随の方で所属教会からいやと言うほど差別を受けている。臭い、汚い、教会に来ないで欲しいと仲間外れにされてきました。

しかし障害を持っていても出来ることはあるのです。出来ないことは神様に任せれば良いのです。そうして仲間としてつながっていく事が大切だと思います。どんな人でも年を取れば皆、障害者と同じになるのです。ですからお互いに手を取り合って協力することが大切なことだと思います。

最後に高見大司教様の閉会の挨拶で今日は皆さんの話を聞いて教会の中で色々な差別や無理解があることをつくづく感じました。このことは司教、司祭、信徒が教会共同体として考えなければいけないと感じました。神学校での教育、司祭の問題等十分伺いました。今日は一部の方でしたがまだまだたくさん問題があると思います。全国の教会でもっと深く障害を持っておられる方と関わり一緒に歩むことが出来ればと思っていますと挨拶されました。

本日発表を機に日本の司教団そして教会が障害者に対して考えを踏まえて具体的な働きが出るようカ障連としても見守って行きたい

おも
と
思
っ
て
い
ま
す。
じゅんびきかん すく
準備期間が少なかったために色々と反省す
いろいろ ほんせい
べきところはありましたが実りある公開講座
みの こうかいこうぎ
であったと思います。感謝
おも かんしゃ

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法

べんごし たもん ひろし
弁護士 田門 浩

この法律は、行政や民間事業者等（教会も）に対して、①不当な差別的取扱いを禁止し、②合理的配慮の提供義務を定めています。①とは、正当な理由がないのに、障がいのない人と違って障がい者にだけ、病院が入院を断り、不動産業者がアパートを借りるときに誓約書を求める、というように、正当な理由がないのに障がいのない人々と異なる取扱いをする場合をさします。法律は、行政や民間の両方とも、このような取扱いを禁止しています（法的義務）。②については、障害の特性に応じて休憩時間を調整するなど基準・手順を柔軟に変更したり、段差にスロープを渡すなど物理的環境に配慮したり、補聴器で聞き取りやすいように磁気ループを用意し、文書を音声で読み上げ、話の内容を筆記や手話で説明するなどの補助器具・サービスの提供をしたりするのが合理的配慮です。法律では、行政については必ず合理的配慮をするという法的義務、民間事業者等については努力すればそれだけでという努力義務になっています（雇用分野では障害者雇用促進法が適用され、両方とも法的義務）。このような合理的配慮が行政や民間事業者等にとって「過重な負担」であれば

ぎむ ほんとう かじゅう ふたん
義務でなくなるのですが、本当に過重な負担
しんちょう はんだん ひつよう
かどうか慎重に判断する必要があります。

よこはまたいかい しんちよくじょうきょう 横浜大会の進捗状況と しょうがいとも あゆ つど よこはま 「障害共に歩む集い」（横浜 きょうく さんか 教区）に参加して

しょうれんしよき よこはまたいかいじつこういんかいじむきよく
力障連書記・横浜大会実行委員会事務局
よこい けいすけ
横井 圭介

みな わたし ねん しょうれん
皆さまこんにちは。私たちは2018年力障連
よこはまたいかい む じつこういんかい つき かいひら
横浜大会に向け、実行委員会を月に1回開
き、開催に向け、少しずつ歩みを進めていま
げんざい おも よこはまきょうくしょうかくしょうがいしゃ かい
す。現在は主に横浜教区聴覚障害者の会、
よこはま かい よこはま わたし
横浜オリーブの会、横浜ダルク、そして私が
しょうく しょく かい いえ
所属しているラルシュかなの家のメンバーで
じつこういん こうせい かくだんたい かい
実行委員を構成しています。各団体から課題
など テーマ も よ ほう しぼ
等のテーマを持ち寄り、それをKJ法で絞り
こ じかん たいかい
込み、時間をかけて大会のテーマにしてい
うということが決まっています。会場も良い
ばしょ み がつ にち うめむらしきょう
場所が見つかりました。9月29日に梅村司教
めんかい かいじょう たいかいかいさいび けつてい
に面会し、そこで会場と大会開催日が決定さ
れるということになるかと思えます。逐次お
し ちくじ
知らせさせていただきたいと思えます。

よこはまきょうく きょうくふくしいんかいしゅさい
さて、横浜教区には教区福祉委員会主催の
しょうがいとも あゆ つど がつ にち ふじ
「障害共に歩む集い」があり、9月17日に藤
おかきょうかい おこな だい かい あつ じつこう
が丘教会で行われた第20回の集まりに実行
いいんかい なか ゆうし さんか ぎぜん
委員会の中から有志で参加しました。午前
かみやまふくせいびょういん ふじわら と き お はなし うかが
神山復生病院の藤原登喜夫さんのお話を伺
わか ころ びょう わずら かぞく
ました。若い頃にハンセン病を患い家族から
ひ はな りえん わたし
引き離され、そして離縁されたという、私
そうぞう さび くる かな
ちが想像しえぬ寂しさと苦しみと悲しさを
たいけん いま くる
体験され、今ではその苦しみと、そしてそ
かみ あい ひら た あ
から神の愛によって開かれ立ち上がられた

ふじわら 藤原さん。そのあゆみほかにひとかたを
しめい 使命とされていることが言葉からだけではなく
すがた つた き きょうかい なか
く姿から伝わって来ました。教会の中だけで
なくきょうかい そと しんこう い
が大事である、という藤原さんの言葉には
せつとくりよく おも ひじょう かん
説得力と重みを非常に感じました。

お昼ごはんを挟み、13グループに分かれた分
かち合いを行いました。一人一人の中に苦
しみや悲しさがあり、その中でのお互いの
「出会い」がありました。ラルシュコミュニ
ティの創立者のジャン・バニエさんが「人
と出会う事」（英語タイトルはencountering
the other）という本を書かれています。た
だ単純にその人と会うという意味ではなく、
その人の喜び・楽しみ・苦しみ・辛さという
ものと出会い、それを分かち合い、お互いに
歩むという意味だと私は感じていますが、こ
の集いの中のものを感じました。

プログラム最後の梅村司教司式のミサ説教
の中で、津久井で起きたあの悲しい事件の事
も触れられ、優生思想は現在の経済優先の
社会構造の中にもしみ込んでいて、それ
に対し福音的な思想と価値観を持って対峙す
ることが私たちの使命であるということが話
されました。

静岡に帰る車の中で、参加したかなの家の
メンバーが「とっても楽しかった」「来てよ
かった、ありがとう」と話していました。

2年後の大会もそうですが、それまでの
準備の期間も、たくさんの方に加わって頂
き、お互いが分かち合う中で「出会う」い
くことが出来たらいいなと思っています。
みなさまさんか ころねが もう あ
皆様のご参加を心からお願い申し上げます。

おおさかだいしきょうく しょう しゃ 大阪大司教区「障がい者 いいんかい ほっそく 委員会」が発足

おおさかきょうく たなか みのる
大阪教区 田中 実

おおさかだいしきょうく ねん がつ にちづけ
大阪大司教区では、2016年6月1日付で
おおさかだいしきょうく しょう しゃれんめいいんかい
大阪大司教区カトリック障がい者連盟委員会
りやくしょうしょう しゃいいんかい ほっそく
（略称障がい者委員会）が発足しました。
いいんちょう いしいのぞみしんぶ いいん めい め ぎ
委員長は石井望神父、委員は4名。目指す
ほうこう つ だんかい
方向は詰めの段階ではありますが、ヴィジョン
ふくいんせんきょう じんけん にんげん そんげん かいふく そくしん
は福音宣教、人権、人間の尊厳の回復・促進
のために奉仕する。担う役割として「障害者
けんりじょうやく しょうがいしゃ さべつかいしょうほう もと
権利条約」「障害者差別解消法」に基づく
かいぜん ていげん けいはつ はい
改善の提言、啓発が入っています。もちろ
ん、教区内の障がい者関連団体・ボランティ
アグループの連携、ネットワーク作り、大阪
きょうくとうきょうく ごうりてきはいいんかい じょうほうほしょう
教区当局の「合理的配慮」「情報保障」の
せきん ぐたいか む ていげん
責任と具体化に向けての提言があります。
こんご きたいくだ
今後にご期待下さい。

くまもとじしんし えんほうもん 熊本地震支援訪問ツアー しょう しゃしえん 【障がい者支援コース】に さんか 参加して

せんなんきょうかい たなか みのる
泉南教会 田中 実

もくてき くまもとじしん しえん かつどう
ツアーの目的は、熊本地震の支援活動と
して、NPO市民活動などの「日常の専門性
し ゐん かつどう にちじょう せんもんせい
を活かしたボランティア活動」に取り組む
メンバーが集まり、現地の市民活動団体を
ほうもん しえんかつどう さんか ひさい
訪問してその支援活動に参加しながら、被災
じ きょうくん はな き
時の教訓などお話しをお聞きすることで、

わたしたちの地域での災害への備えにつなげていくことでした。主催は、大阪ボランティア協会など。関西の各NPO団体から24団体28名が参加した。私はNPO日本防災士会大阪府支部から参加した。訪問先は、熊本市の被災地障害者センターくまもとの東俊裕さん、西原村のにしはらたんぼぼハウス上村加代子さん。

被災地障害者センターくまもとでは、事務局局長東俊裕さん（弁護士・大学教授・DPI日本会議）からお話を聞いた。東さんには2年前に障害者権利条約の完全実施を求めてと題して講演をいただいた経緯がある。

今回のお話の要点は次の通り、熊本地震被災直後から支援体制に入ったが、被災障害者の安否確認が出来なかった。福祉支援とつながってない被災障害者の存在もかなり多い。課題は多々あるが、障害者は施設機能面で一次避難所に入れる状態ではなかった。又、福祉避難所があれば一時避難所から障害者が排除される傾向にあった。そもそも福祉避難所がどこにあるかわからない状況でもあった。現在、仮設住宅への入居希望があるが車椅子の方には住めない状態にある。まだまだ問題は山積している。お話しの後には被害の大きかった益城町へ行き、支援拠点の仮設資材置場新設および倒壊家屋の後片付けを手伝った。

西原村のにしはらたんぼぼハウスは、就労継続支援施設及び地域活動支援センターであり、熊本地震では三日目から炊き出し、避難所活動などに取り組んだ。震災になると行政も社協も手一杯であり対応不足がかなりある。障害者リストを役場からもらえず安否確認が課題になったが各戸訪問で解決した。やはり普段からの関わりが大切でありネットワークが大切である。水とトイレは苦労した。お話

の後に支援物資の備蓄倉庫の整理をしたが賞味期限管理や、本当に必要なものの確保など支援物資を送る側の配慮を痛感した。

まとめだが、力障連において防災対応については十分な検討が出来ていない。前期役員会においてワーキンググループを作ってトライしたが途絶えている。カリタスジャパン、ゆめ風ネット、地域防災ネット、DPIなど連携できる団体があるが、まず力障連独自の受け皿づくりが必要だ。私たち障害者は被災時には公的な支援の網の目からこぼれ落ちると言う現実にはっきり目を向けないといけない。被災障害者の安否がつかめない、被災自宅は住めない、食糧・水・薬がない、避難所にも行けないことがある。電動車椅子は水深15cmほどでモーターがやられる、視覚障害者の身障手帳保持者は31万人であるが実際はその7倍という推計もでている。難病・内部障害者の支援が大幅に遅れている例など、東日本大震災の教訓が活かされず社会の理解は相当遅れたままだ。

今年5月に国連・防災世界会議でインクルーシブ防災が注目されたが、障害者のニーズを特別なニーズとしてとらえるのではなく、さまざまな人たちが持つ個性的なニーズとしてとらえて、そのニーズに応えることが当然のことだと言う考え方にたっている。私たちは受け身ではなく、自ら生き抜く努力が必要になっている。力障連の横の繋がりと同時に地域の人と繋がるのが大切になる。

ぶんか ひ おも 文化の日に思う

なご やきょうく めのいけきょうかい みわ のりお
名古屋教区 布池教会 三輪 則夫

ここの日本では、秋に「文化の日」という国民の祝日がある。日本国憲法によれば、すべての国民には、「健康で文化的な最低限度の生活をする権利」がある。つまり、ただ食べて寝て排泄して生命を維持する以上の“文化的な生活をする権利”が“基本的人権”のひとつとして保証されているというわけだ。

私は昔、小学校の社会の授業で“基本的人権”という言葉を知ったが、どういう意味なのか、さっぱりわからなかった。辞書を引くと「人が生まれながらに持っていると考えられる権利」などと書いてあったが、こんな説明では、やはり何のことだかさっぱりわからなかった。

恥ずかしながら、私がこの“基本的人権”の意味を知ったのは、30代になってからのことだった。

カトリック教会ではときどき、“黙想会”というものが開催される。

黙想会では神父様の訓話を聞いた後で、1日から2日、あるいはそれ以上の間“沈黙”を守り、誰とも会話をせず、気づいたことをノートに書きとめる。その後、黙想会の参加者全員で“気づき”を話し合っ分ち合う。なんだか仏教の“無言の業”にも似ている。

私は30代前半のとき初めて黙想会に参加したのだが、そのときに、ある神父様から「人は、ただ人間として生まれたただけですでに価値がある。人間は、ただ人間であるというだけでももうすでに“尊厳”のある存在であり、これを“基本的人権”と言う。」というような訓話を聞いて、やっと“基本的人権”の意味が分かった。

つまり、障害者であれ犯罪者であれ低所得者であれ生活困窮者であれ、路上生活者であれ重病人であれ社会の底辺で暮ら

している人であれ、すべての人にはその人がただ人間であるというだけで価値・尊厳があり、それゆえ、その価値・尊厳に伴って生まれつき幾つもの権利をもっているということだ。

人は、人間であるというだけですでに大切な存在であり、それゆえに守られるべき尊厳と保証されるべき権利があるということだ。

だから、今の私は障害者で長期失業者で貧乏人で“負け組”で“貞潔の誓い”を立てたわけでもないのに結婚できなくて“中年”になってしまい、いまだに独身で…、まあ、他人に誇れるものや社会的地位などは何もないが、私の尊厳や権利・人権は決して軽んじられてはならないもの・守られるべきものということなのだ。

だから、こんな私だけでも（時には死にたくなるほどの自己嫌悪に陥ってしまうこともあるけれども）、自分を卑下せずに、自尊心を保って生き抜いていきたいと思う。

第12期 第3回役員会報告 (第97回)

2016年7月2日～3日

於：大阪の御受難修道女会「宝塚黙想の家」

1 6/15司教総会での「障害者差別解消」公開シンポジウムについて

- ①力障連として全司教様に直接訴えることが初めて出来たことは画期的なことであった。
- ②司教様たちにどこまで理解して頂いたか分からないが、教会でも色々な障害に対して合理的配慮が必要だということを理解して頂いたのではないかと。

③司教様たちには今回のシンポジウムを受けて終わりではなく、今後の教会での活動にどう生かして頂くか、今後も交渉していく必要がある。

④準備期間が短かったために細部の検討が出来ず反省するところもあった。

⑤障害者別にみて聴覚、難病、肢体障害の方の意見を発表することが出来たが、発表時間に制限があり視覚、発達、知的、精神など障害の方たちの意見を聞くことが出来なかったことは残念であった。

⑥当日の参加者から熱い訴えもあり、司教様方も含めて参加者にとって、非常に心打つものを感じた。

2 加盟団体について

①今年3団体（札幌、長崎、鹿児島）の新規加入がありましたが、今後も加盟団体を増やすよう既存の団体を探して交渉していく必要がある。目標は全教区に加盟団体を広めたい。

②毎年開催している「意見交換会」を「連絡協議会」等に名称を改め、単に報告だけでなく力障連の様々な課題について討議してもらうようべきとの意見があった。今後引き続き検討して行く。

3 横浜大会準備状況について

①全国大会開催に向けて実行委員会を開催し会場や日程等検討している。

②今までの高崎、名古屋、札幌での大会開催準備の基本的な事例を紹介する。

4 アンケートについて

アンケートの目的は障害者が完全にミサに参加する事を目的としているか、教会は障害者の方をどれだけ把握されているのか。またアンケートを出すことによって返って障害者の立場を悪くする可能性はないか等色々な

意見が出て再度検討することになった。

5 パンフレットについて

①前回の役員会の提言を受けて再度案が提示されましたが、色々な意見が出て再度検討することになった。

6 研修セミナーについて

①11/19午後1時～4時半、場所南山学園研修センター

※詳細は機関誌「わ」前月号に掲載。

②講演だけにするのか分かち合い等入れるのかは事務局で講演者と打ち合わせを行い検討することとした。

③宿泊希望者は事務局に連絡して頂く事になった。

7 会報

11/29発行予定の79号と2017年3月発行予定の80号の掲載内容の討議を行った。発行月を3月6月11月からバランスを考えて3月7月11月としました。

8 次回役員会

11/19～20 研修セミナーを含めて名古屋にて開催予定。

にほん しょうがいしゃれんらくきょうぎかいかいほう
日本カトリック障害者連絡協議会会報

じ む きょく ながや しやうわくえほうちよう
 事務局：〒466-0037 名古屋市昭和区恵方町2-15

なご やまやうくしやかいふくしいんかいしつない
 カトリック名古屋教区社会福祉委員会室内

Tel : 052-852-1426 fax : 052-841-2225

ゆうびんきよふりかえこうざばんごう
 郵便局振替口座番号：00100-7-31254

(同封の振込用紙をご利用ください)

かい ひ ねんかん くち えん
 会 費：年間1口 1,000円
 (団体 10口以上 個人 1口以上)

かにゆうしやめい にほん しょうがいしゃれんらくきょうぎかい
 加入者名：日本カトリック障害者連絡協議会